

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正)

**第一条** 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第二十二条の三の項及び第七条第二項の表第二十二条の三の項を削る。

(地域保健法施行令の一部改正)

**第二条** 地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第十条の見出しを「事業の報告」に改め、同条中「法」を「厚生労働大臣は、法第十六条第二項の助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、法」に、「は、厚生労働省令の定めるところにより、毎月の」を「に対し、「に、事業成績を厚生労働大臣に報告しなければならない」を「事業の実施の状況に関する報告を求めることができる」に改める。

**第十一条** 中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、  
第十二条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第二号」に改める。

(予防接種法施行令の一部改正)

**第三条** 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第二条第二項第十二号」を「第二条第二項第十三号」に改める。

第三条の前の見出し及び同条から第四条までを削り、第二条を第四条とする。

第一条の三第二項中「法第五条第一項の規定による予防接種」及び「同項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に「同項の政令」を「法第五条第一項の政令」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二中「第二条第三項第二号」を「第二条第三項第三号」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第六条中「法第五条第一項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種」に改める。

第六条の二を削る。

第七条を次のように改める。

**第七条 削除**

第十条及び第十二条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。

第十二条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第一項第一号中「第二条第五項に規定する」を第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る「法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」を「以下「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十三条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十四条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十五条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。

第十六条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十七条第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

令和四年十二月九日  
御名御璽

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第三十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

法第二十七条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において、法第二十五条第一項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

第三十三条第二項中「法第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの」を「A類疾病に係る定期の予防接種」に改める。

第三十四条第一項中「第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る定期の予防接種）」を削除する。

とあるのは「当該指定都市の市長が行うこれらの許可に」と、「条件を付することができる」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件を付さなければならぬ」と加える。

第三十三条第二項中「法第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの」を「A類疾病に係る定期の予防接種」に改める。  
第三十四条第一項中「第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る、附則第五項の規定による適用する場合を含む。）」を「第五条（篇寺の予防接種に係る部分に限る部分に限る。）」とし、

別表第一「予防接種法施行令」(昭和二十三年政令第百九十七号)の項第一号中「第四条 第五条及び第六条の二(法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。)並びに第七条(法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。)」を「第五条(臨時の予防接種に係る部分に限る。)」に改め、同項第一号中「第四条、第五条、第六条の二及び第七条(法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。)並びに」を「第五条(臨時の予防接種に係る部分に限る。)及び」に改め、「及び附則第五項の規定により適用する場合」を削る。  
(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第六項」を「第八項」に改める。  
（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）  
第九条 電子青版九里且議こてる輸出入等周産業務の九里等に關する去律施行令（昭和五十二年文令

**第九条** 雷電情勢処理組織による輸出入等関連事項(第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「呈示」を「提示」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

**第十条** 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のよう改正する。

第二十一条第十五号中「第八項」を「第十項」に改める。

(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令の一部改正)

**第十一章** 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「外出自粛要請又は」を「外出自粛要請等又は」に改める。

## 附則

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十二条の規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」）

院及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和二年四月一日から適用される。

五年四月一日から施行する。

適用する場合における第三条による改正後の予防接種法施行令（以下「新予防接種法施行令」といふ。）の規定の適用については、新予防接種法施行令第五条中「場所」とあるのは「場所、使用する

ワクチン」と、新予防接種法施行令第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウ

イルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共

和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。以下同。」一六、所定方委嘱法施行令第十条から第十六条まで及び第十八条の

「あるものに障害と同じ」。新規接種流行等第一義が第一不全症にて第一不全症見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種」とあるのは「新規接種流行等第一義が第一不全症にて第一不全症」とあるものに障害と同じ」とある。

型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

内閣總理大臣 岸田文雄  
總務大臣 公木剛明